

令和4年7月11日 企画総務委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 次に、送付4-11、居住安定支援家賃助成事業の改善を求める陳情につきまして、執行機関からの情報提供があれば、お願いします。

○緒方住宅課長 特にございません。

○嶋崎委員長 特にない。はい。

これについて、委員の皆さんから何かあれば頂きたいと思っておりますけれども。

○木村委員 居住安定支援家賃助成事業については、本会議でも一般質問で取り上げさせていただきました。それで、利用世帯が令和3年度で17世帯ということでありました。まず、この居住安定支援家賃助成事業の内容、簡単な概略、ご説明いただけたらと思うんです。

○緒方住宅課長 居住安定支援家賃助成事業をご説明させていただきます。

本事業は、千代田区内に居住する高齢者世帯、障害者世帯、また、ひとり親世帯で、取壊しですとか、契約更新の拒絶などにより、立ち退きを求められて、転居を余儀なくされ、また、世帯の所得が著しく減少したことにより、区内での居住継続が困難となった世帯に対しまして、家賃などの一部を助成することによって、これらの世帯の皆さんの居住安定を支援しまして、福祉の向上を図ることを目的としております。令和3年の実績としましては、高齢者世帯5、障害者世帯5、ひとり親世帯7の合計17世帯に助成をしております。

以上です。

○木村委員 この事業については、ちょっともう一度。本会議でも確認をさせていただいたんですけども、住宅基本条例の14条で家賃助成、一部助成することができるという規定がございますけれども、この住宅基本条例を踏まえた、これを根拠とする事業というふうに認識してよろしいわけですね。確認です。

○緒方住宅課長 一般質問でも、環境まちづくり部長からご答弁させていただいたとおり、14条だけではなく、そもそもの住宅基本条例の1条がございます、多様な人々が住み支え合う都心の形成を目指すという千代田区の基本条例にも基づき、千代田に暮らす皆様が一時的な何か緊急な事情があったですとか、そういう場合に、居住継続が困難となったときに助成する制度ということで、ご説明させていただいたとおりでございます。

○木村委員 この前の制度が定住支援、福祉家賃助成事業というのがございまして、これが、2006年、平成18年に現行の居住安定支援家賃助成事業に変わりました。

陳情書を拝見しますと、陳情項目が二つあって、一つが助成期間の延長、それから、二つ目には、助成対象の拡充というふうになっています。現行の居住安定支援家賃助成事業は、助成期間を5年間と定めています。先ほど課長が言われたように、居住継続、これが困難になった世帯に対しての支援だということで、答弁されました。にもかかわらず、なぜ、5年間という助成期間、制限を設けたんでしょうか。

○緒方住宅課長 本区の居住安定支援助成は、上限で月額5万円までを5年間にわたり、家賃助成ということは、最高で300万円助成します。また、これと別に、5年間でするので、途中で契約の更新がございます。そのため、契約の更新料、また、火災保険料、礼金や仲介手数料も補助しております。ここまできめ細やかな支援をしているのは、23区お調べしましても、なかなかございませんし、この緊急的な対応をするには、適当な期間であると考えて、5年という期間としてございます。

○木村委員 今、5年間の根拠は300万円と。ほかの区には、ここまで助成している自治体はないと。それが5年間にした理由ですか。じゃあ、ほかの自治体が10年にしたら10年にするんですか、千代田区も。

○緒方住宅課長 千代田区の特性であります。都心において、地価が高いというところで支援をしていくというところがございますけれども、何度も申し上げて恐縮ですが、例えば、隣の港区でありまして、過去には立ち退きを求められた高齢者の支援がございましたけれども、もう新規の受付は平成17年で終了して、もう令和3年の3月で、そういった事業も終了しているという、その周辺区とのバランス、あとは、やはり公平性に配慮しまして、特定の方のみに行政のサービスを提供するというところで、公平性も配慮した上での5年間というふうに決めてございます。

○木村委員 ほかの自治体は、公共住宅が増えているんじゃないでしょうかね。千代田区のように、公共住宅を減らして、かつ、居住安定支援家賃助成も、助成期間を5年間に縮小した。

それから、もう一つ、公平性と言われたけれども、例えば、公営住宅に入れた人、当選して当たって、入れた人は5年間の打ち切りってないわけですよ。所得要件と公営住宅の入居資格に合っていれば、ずっと住み続けられるわけですよ。居住安定支援家賃助成事業を利用されている方は、公営住宅に何度も申し込んでいるんだけど、なかなか当たらない。千代田区でも、空き家募集が本当に1個、2個ですから、倍率が100倍、200倍となるわけですよ。ですから、なかなか当たりません。

公平性というのは、どこと比べて公平性なんでしょうかね、5年間で打ち切るのは。

○緒方住宅課長 公平性と申し上げましたのは、やはり住宅という……

○嶋崎委員長 ちょっと、もうちょっと大きい声で言って。

○緒方住宅課長 はい。住宅というのは、基本的には、ご自身の自助努力によって確保なさるものと考えてございます。ご自身の所得の中で、ご自身のすみかを探されて、居住されている皆様との公平を保つという意味で使わせていただいております。

○木村委員 自分の住まい、皆さん必死で探されるでしょう。これは、もう行政に言われるまでもなく、皆さん必死で探しています。しかし、今利用されている方、例えば、ご高齢の方だと、70、80、90歳の方もいらっしゃると思います。この方が5年後、5年間の助成期間で打ち切られた場合、次の住まいって、なかなか見つかりませんよ。公営住宅、公共住宅に当たらない限り。80の方が5年後に打ち切られたと。あとは自助努力で探してくれと言われても、これ、事実上、不可能です。高齢者の方で5世帯がこの制度を利用しても、やはり5年後が心配だとおっしゃっていますよ。公営住宅に当たればいいんだろうけれども。こもれびという住宅も、千代田区では、民間の住宅、準備はされているけれども、実際は、十数万かかって、なかなか負担が大変だということでもあります。

だとしたら、こうした方の、本来、借上げでも何でも、高齢者住宅や公共住宅を提供できればいいんだけど、なかなか、もう公共住宅、区営住宅を造らないという形で、住宅基本計画はなっていますから。だとしたら、やはり住宅弱者を支援する制度として、助成期間の延長、これは必要じゃないかと。公平性と言っているけれども、公営住宅制度は、公営住宅法の第1条では、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備する。つまり、憲法25条に基づく制度なわけですよ、公営住宅はね。そこに申し込んでも当たらない。

だとしたら、それを補完する制度として、住宅基本条例に位置づけられたこの制度を育てていくというか、拡充していくということでもいいんじゃないかなと。

5年だけは居住継続支援するけれども、あとは、自己責任だということで、80、90のお年寄りにその区のお考え方を示すというのは、あまりにも酷じゃないかと。ぜひ、助成期間の延長を検討していただけないでしょうか。

○緒方住宅課長 先ほど申し上げましたとおり、この事業自体は、そういう取壊しですとか、契約更新の拒絶ですとか、立ち退きを求められたですとか、そういう転居を余儀なくされた、そういう緊急的な制度でございます。一方、高齢者の方がなかなか賃貸住宅を賃していただけないという現状は、そちらはまた把握してございますので、そちらは居住支援協議会として、福祉部局と住宅部局が連携しまして、今、様々な検討を進めておりまして、そちらには、不動産関係団体ですとか、居住支援の団体も入ってございまして、今、積極的に高齢者に対しての支援については、検討して、対応してございますので、こちらとその事業とをちょっと混同するのはなかなか難しいところですが、とはいえ、社会が様々な動向、社会情勢が変わっていく中で、住まいを取り巻く変化などもいろいろ変わっていくことは考慮しまして、幅広い視点で、様々な研究はしていきたいと考えております。

○木村委員 居住支援協議会も、これも大事な制度だと思いますよ。ただ、なかなか千代田区では居住支援協議会を機能するのは非常に困難だというふうに思うんですね。ですので、居住支援協議会をしっかりと住宅弱者を支援する制度として機能できるように、これはこれで頑張ってください。ただ、同時に、23区でも千代田区を誇るような家賃助成事業があるわけですから、ぜひ、拡充する方向でご検討いただきたいと思うんです。

それから、もう一つ、これ、助成対象があるじゃないですか。私は、本来、公営住宅法の考え方に基けば、公営住宅に申し込みする資格がある方、私は全て対象であってもいいんじゃないかと。そういうのを見据えながら、一步一步助成対象を拡充していただきたいというふうに思うんです。現状は、高齢者、障害者、それから、ひとり親世帯というのが家賃助成の対象です。これを、例えば、難病。難病の方も対象として拡充できないでしょうか。いかがでしょう。

○緒方住宅課長 ただいまのご質問の難病の方についてでございますが、難病の方については、難病医療費助成ですとか、障害者福祉手当という福祉のほうでのサービスがございますので、こちらも、やはり全体的な公平性に配慮して、研究してまいりたいと思います。

○木村委員 いろいろあるんですけども、ただ、難病というのは何かって、これは厚労省が定義していて、難病のある人自身や家族の経済的、身体的、精神的負担が大きいと、こういうふうに言っているわけですよ。やはり生活の――住まいというのは、生活の土台ですから、ここが揺らぐと、本当に生活全体がもう壊れてしまうんですね。ですので、家賃助成事業を、5年間というのは、これ、今後、拡充も検討していただくとして、難病の方にも対象として加えていただくと。

それから、高齢者の方、親御さんを介護されている現役世代の方がいらっしゃるわけですよ。今、ここにもあるように、親を介護している世帯。家賃助成対象というのは、高齢者世帯のみの世帯だけであって、対象は、59歳以下の、要するに、子どもさんが親御さんを介護しているという世帯は対象外なわけですね。親御さんの対象のために、パートと

かということで、家計を支えている方もいらっしゃるわけですよ。親御さんの年金と自分のパートと。実際、こういう方がいらっしゃいます。こういう世帯に対しても、家賃助成の対象にできないかと。これも併せてご検討いただけないでしょうか。

○緒方住宅課長 こちらにつきましても、やはり介護をしながら、不安定な仕事をして、支えていらっしゃると、現状は委員のご指摘のとおりかと思えますけれども、やはり要介護者の介護サービス、様々なものがまた福祉サービスとして提供されております。先ほど来申し上げておりますとおり、本事業は、やはり立ち退きを求められているですとか、転居を余儀なくされるですとか、そういう緊急的な対応の方を想定してございますので、こちらでも居住支援協議会でも、そういった障害のある方ですとか、介護のある方、様々なパターンを検証して、今、いろいろと研究をしているところでございますので、ちょっとこの事業ではなく、また福祉と連携しながら対応を考えていきたいと考えております。

○木村委員 私も、何人か住まいの相談を受けることがあります。例えば、親御さんを介護しながら生活しているご家庭もありますし、それから、難病を抱えながら生活している人もいらっしゃいます。どちらも、立ち退きを求められています。にもかかわらず、難病患者は対象でない。高齢者、障害者、ひとり親世帯だけです。それから、現役世代がいらっしゃると、高齢者世帯というのは、どちらかが60歳以上と、もう一人が65歳以上ですから、高齢者世帯でもない。立ち退きを受けながら、この家賃助成制度が利用できないわけですよ。ですから、この難病や親を介護されている世帯も助成対象にできないかということなんです。いかがでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 今、陳情に対して、様々なご指摘を頂いたところでございます。これ、難病患者やそういったハンデのある方に対する包括的なナショナルミニマムに対する支援の部分、一方で、千代田区の地域特性を踏まえて、特定の方に大きな支援が充てられるということについては、様々、ご意見あるかと思います。これまでも、そういったところについてのご議論が区議会でもあったのかなというふうに思います。

一方で、区民1人当たりの区営住宅については、23区でも突出して多いという状況にございます。しかしながら、一般質問でも頂きましたが、家賃助成に関わる国の恒久的な仕組みの検討の状況などもあると、動きもあるということでございますので、先ほど来、課長が答弁しておりますように、居住支援の在り方や福祉部門における家賃助成との調整も含めて、しっかり社会経済情勢を踏まえて、研究をしてみたいというふうに思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○木村委員 研究を急いでほしいんですよ。立ち退きを求められているんですよ。そういう区民の方も、現在、現にいらっしゃいます。それで、住宅基本条例は、要するに、現在、将来にわたり、全ての区民が人間として尊重され、都心にふさわしい安全かつ快適な住環境の下で、良質な住宅を確保できるようにすることを目標とすると。現在、将来にわたって、人間として尊重され、ふさわしい住環境の下で良質な住宅を確保できるようにすることを目標とする。こういう住宅政策を区は進めていこうということで、住宅基本条例があり、かつ、この条例に基づいて、居住安定支援家賃助成事業があるわけですよ。現実、やはり再開発の動きとも絡んで、そこから出ざるを得ないという方がいらっしゃるわけです。そういった方の居住支援策というのは、公営住宅が当たらないと、千代田区では、これがもう数少ない支援策の一つなんです。唯一と言っていいくらい。ところが、対象の壁

に引っかかって、利用できないと。だとしたら、立ち退きを受けているという点は間違いないので、難病をお持ちの方や高齢者を介護されている40代の方かな、そういった世帯も支援の対象として拡充してもらえないかと。その検討をこれから研究して、いつかはというんじゃなくて、やはりできるだけ早い時期に区としての考え方をまとめていただけないかと。

これは、もう本当に切実です。いかがでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 これまでも何度かご指摘いただいたところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、冷たいようですけれども、住宅の確保は自助努力を基本としながら、一方で、おっしゃるとおり、様々なハンディキャップのあらわれる方に対して、どういうふうに社会福祉法の中で支援をする、住宅施策の中で支援するという点については、その関係性も含めて、検討していく必要があるというふうに認識をしています。しかしながら、千代田区の現状のこのサービスの状況、非常に手厚い中で、様々な制度については、ご議論があると。今、事業実施の対象になってられる方の人数と、それに対するコストも含めて、そういう状況にあるんだろうなというふうには思っています。その辺も含めて、どの程度、スピード感を持って研究できるかということについては、なかなかお約束できませんけれども、繰り返しになりますけれども、そういった広い視野で研究を深めてまいりたいと思います。

○木村委員 研究。変わらないじゃん。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。今、質疑のやり取りを聞いておりました、研究すると。つまり、向く方向としては、そういった一人一人に寄り添う施策に向けてやっていくんだというような、若干擦れ違いもあったけれども、そういうやり取りだったと思うんですね。ただ、利用者が今17世帯ということで、現に、もうかなりの年齢で、これを利用して、かつ、何というか、次のめどが立たないというケースが例えばあるのであれば、これはせっかくそうやって支援してきた流れからすると、例えば、区長が認めるところとか、そういうふうな形で、もちろんAさん、Bさんだけを違ったやり方をしてはいけないんですけど、ただ、大きなところでの理念は、居住を安定して住んでいただくということですから、その救済策というか、しっかりとそこがないと、これまで助成してきたことさえも無駄になってしまうんじゃないかと思って聞いていたんですね。

この決め事の中には、区長が認めるところという、条例上なかったでしたっけ。

○木村委員 それはある。

○小枝委員 うん。

○緒方住宅課長 まず、こちらの事業は、要綱で実施させていただいております。

○小枝委員 うん、あ、そっか。

○緒方住宅課長 それで、そういう区長が認めた場合ということはありませんけれども、実態としまして、やはり高齢者でなかなか次のところが見つからないという方には、本当に5年ではさっと切るのではなくて、実態としては延長したりという柔軟な対応はしております。

○小枝委員 なるほど。

令和4年7月11日 企画総務委員会（未定稿）

○緒方住宅課長 また、先ほど来申し上げている居住支援協議会のほうでも、メンバーの方に、全日本不動産協会の東京本部の千代田支部長さんなどがいらっしゃるの、今、実態として、アンケート調査などをやっていただいて、今、そういう立ち退きのケースもあるんですけども、とはいえ、既存のものを売買して、収入、ある程度の収入を得た立ち退きですとか、いろいろなパターンの方がいらっしゃいますので、その方の細分化について、やはり福祉の部局と連携して、アンケートの結果ですと、積極的に協力したいという不動産業者の返事もかなり、まだちょっと速報いただいているだけですけれども、実態としてございますので、より居住支援協議会との連携も強固にしながら、皆様が、先ほど来の住宅基本条例の1条のように、やはり都心にふさわしい安全かつ快適な住環境の下で、良質な住宅を確保できるようにという、こちらは本当に一生懸命協力しながら、研究を続けていきたいと考えてございます。

○小枝委員 なるほど。分かりました。

そうですね。やはり住まいは人権という言葉が随分言われてきましたけれども、人権の問題であるということを考えて、総合的に判断をして、寄り添っていくということが一番問われるんだろうというふうに思うので、そういう対応を一つ一つしていただきたいのと、現実には、この制度というのは、私も、これによって、救済された方を随分見てきたような気がするんですけども、どんどん枠を狭めて、昔は60歳から大丈夫だったんですよね、たしか。定年退職、夫がすると思ったら、亡くなってしまったというような方がこれで住み続けて、結局、子どもたちがそれで千代田区のコミュニティを背負うようになっていたり、いろいろな形で、こうやって居住をつないでいくことがコミュニティをつなぐことにもなっているの、研究、検討などと長いこと言わないで、居住支援協議会の在り方もひっくるめて、この居住安定支援家賃助成、千代田区はやっぱり家賃が高いので、いつまでそれが続くのか分かりませんが、現実には、こう、居住継続が困難な弱者とっていいのかわかりませんが、対象者の方々をしっかりと、何というか、見ていくというか、フォローしていくということは、とても大事だと思います。

こもればも随分お世話になっています。こもればだけだと、ちょっとやっぱり足りないんですよね。麹町地区には1個もありませんし、神田地区もいっぱいいっぱい、そして、狭いですし、そういうふうなこともあるので、あと、国のほうも、民間の中古なんかも、もっと登録しながらやっていこうという動きも法改正されましたよね。本当にいろいろ総合的にということはどうだと思ってしまうんですけども、全く間に合っていない、スピード感が間に合っていないだけじゃなくて、この居住安定制度そのものが縮小してきたという経歴からすると、今、拡充しないと、もういつ拡充するんだというふうに思いますので、スピードアップして、研究を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○緒方住宅課長 小枝委員ご指摘いただきましたとおり、やはりこもればが麹町にないですとか、そういう地域の中でのバランスに欠けている部分、おっしゃるとおりでございます。また、サービス付き高齢者住宅も千代田区にないということもありますので、そういった施設の誘致なども含めて、全体的に検討、研究を進めてまいりたいと思います。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

副委員長。

○大串副委員長 私も、この件、1点お願いしたいんですけども、制度面とか、それから

福祉部との連携だとか、これは、当然なんだよね、ぜひお願いしたいんだけども。私も、この家賃助成で相談者の方と1回窓口に行ったことがあります。それで感じたことは、住宅課の職員の方が非常によくその方のご存じというか、まあ、そうなんでしょうけれども。この家族のことから何かよくご存じで、極めてフォローしてくれているというのがよく分かりました。ですので、一番大事なことは、その人との人間関係というのかな。職員と区民、利用者の方がしっかり信頼関係で結ばれていること、それが大事なんじゃないかと思います。その下で、5年間という期限がありますから、その間、じゃあ、しっかりとフォローをして、その間に、住宅、うまく当たればあれだし、民間でいいところがあれば、理想ですけども、しっかりとその辺を、何というのかな、人間関係を基にした住宅施策を行っていただきたいというふうに思うんだよ。どうでしょうか。

○緒方住宅課長 住宅課の職員のことをお褒めいただきまして、励みになります。ありがとうございます。

おっしゃるとおり、やはり信頼関係、その方たちが5年間の間に次のステップに上がれるように、丁寧に支援していくという、引き続き、寄り添った支援をしていきたいと考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 取扱い、いかがいたしましょう。（発言する者多数あり）

今、やり取りを聞いていて、総合的にとか、それから、不動産業者のところだとか、福祉部門だとか、いろいろと相談業務としてはあるのかなと。それで、福祉の——じゃない、住宅の職員の方たちも、非常にそれぞれの事情をよく理解されて、相談として、なかなか前に進んでいる。ただ、なかなかそれはご意見もあるところだと思うんだけども、引き続き、丁寧にやっていただけるんじゃないかなと私は感じたんだけども、どうですか。今の議事録を含めて、お渡しをするようなことで、ご理解が頂ければいいのかなと思ったんですけど、いかがでしょう。（発言する者あり）

それも含めて、じゃあ、部長に答弁させましょうか。（発言する者多数あり）それじゃあ、その辺も含めて、今の、私の今まとめたことを含めて、受け止めますとか、言っていたら、まとまりますから。

○印出井環境まちづくり部長 今日、様々ご意見を頂きました。制度的なこと、それから、住宅課におけるこの制度の運用、要は、5年というのが単なる期間じゃなくて、その間にしっかりとフォローをして、居住を支援していくとか、そういったことも含めて、総合的に対応できるように、制度的な研究も含めて、我々のほう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに、委員長のご指摘を踏まえて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。それでは、そういう形で議事録をつけて、陳情者の方には、お返しをしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、陳情をこれにて終了いたします。